

争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1456号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～10年度川崎市立川中島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立川中島小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和11年3月23日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。ま

た、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月19日(木) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこと

となるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意

ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1457号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立東大島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東大島小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必

ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月19日(木) 午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず

契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又

は解除することができます。

川崎市公告第1458号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立小杉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小杉小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月19日(木) 午後3時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階

第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1459号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立久末小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立久末小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点

検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか

に該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要な事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1460号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～11年度川崎市立梶ヶ谷小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立梶ヶ谷小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和12年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の

給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認

通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含ま

ない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午前10時00分
イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競

争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1461号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立上丸子小学校給食調理等
業務委託

(2) 履行場所

川崎市立上丸子小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の
回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点
検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさ
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委
託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給
食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所が
あること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であるこ
と。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、
これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、
特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の
給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日
現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいて
も自校調理場方式による公立の小学校、中学校、
義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支
援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不
履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校
以上あつて令和6年10月1日現在において不履行
のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、
中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は
特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食
中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営
業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等
の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂
運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者
の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を
理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加
の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書
等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教
育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業
務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本
件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードす
ることができます。ただし、競争参加申込書の提出は
持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)まで
の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日
等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による
場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、
令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認
通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格
者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録して
いる場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書
等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月
29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。ま

た、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月19日(木) 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこと

となるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意

ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1462号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立宮内小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮内小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加

資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月19日(木) 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要な事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市

は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1463号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～11年度川崎市立宮崎小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮崎小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和12年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行

のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1464号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立菅小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立菅小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードす

ることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養

士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1465号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～10年度川崎市立土橋小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立土橋小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和11年3月23日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵

送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎 18階

第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1466号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～11年度川崎市立南原小学校及び長尾小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立南原小学校及び長尾小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和12年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者

の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず

ず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責

任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1467号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立岡上小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立岡上小学校

(3) 履行期間

令和7年3月25日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委

託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年11月18日(月)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年11月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)午前8時30分～令和6年11月29日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年12月5日(木)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月20日(金) 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎 18階
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1468号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区内市道尻手黒川線冠水対策調査・検討業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行日数 令和7年3月31日限り
- (4) 業務概要 本業務は、宮前区内市道尻手黒川線及び隣接している道路の側溝等の健全度や流下能力の調査を行い、その状況が把握できる基礎資料を作成したうえで、適切かつ確かな雨水・冠水対策の検討を行うものです。

冠水対策検討業務 N = 1 式

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
 - (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者。
 - (6) 管理技術者は技術士(上下水道部門: 下水道)またはRCCM(下水道部門)の資格を有する者を配置できること。
 - (7) 担当技術者の1名は技術士(建設部門: 道路)またはRCCM(道路)の資格を有する者を配置できること。
- なお、管理技術者と担当技術者は兼務できない。

3 入札参加申込書及び仕様書の配布及び入札参加申込書の提出

(1) 配布

入札参加申込書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報

詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書一式を提出してください。

(2) 提出場所

川崎市宮前区有馬2-6-4
宮前区役所道路公園センター
電話044-877-1661

(3) 提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)まで
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(6)の資格証の写し
- ウ 上記2(7)の資格証の写し

(5) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、申込締切日後、確認通知書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに令和6年11月20日(木)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付期間

令和6年11月20日(木)から令和6年11月22日(金)まで
午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を3(2)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 69doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-877-9429

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和6年11月29日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者

へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業者委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年12月10日(火)午前10時00分

イ 場所 川崎市宮前区有馬2-6-4

宮前区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 有

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(2)に同じです。

川崎市公告第1469号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市道菅生165号線道路防護工法検討委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区初山1丁目37番地先
- (3) 履行日数 令和7年3月31日限り
- (4) 業務概要 本業務は、川崎市宮前区初山1丁目37番地先の市道菅生165号線において、経年劣化等による道路路面の崩落防止を図るため、道路防護設計における工法の比較検討を行うものです。
業務延長 L = 100m
道路防護工法検討 N = 1式

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。
- (6) 管理技術者は、技術士(建設部門 道路)またはRC CM(道路部門)の資格を有する者を配置できること。
- (7) 照査技術者は、技術士(建設部門 道路)またはRC CM(道路部門)の資格を有する者を配置でき

ること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

3 入札参加申込書及び仕様書の配布及び入札参加申込書の提出

(1) 配布

入札参加申込書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書一式を提出してください。

(2) 提出場所

川崎市宮前区有馬2-6-4
宮前区役所道路公園センター
電話044-877-1661

(3) 提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)まで
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(6)の資格証の写し
- ウ 上記2(7)の資格証の写し

(5) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、申込締切日後、確認通知書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに令和6年11月20日(水)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付期間

令和6年11月20日(水)から令和6年11月22日(金)まで
午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を3(2)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 69doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-877-9429

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和6年11月29日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業者委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年12月10日(火)午前10時40分

イ 場所 川崎市宮前区有馬2-6-4

宮前区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の

提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(2)に同じです。

川崎市公告第1470号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 延長文書保管に伴うパーソナルコンピューター等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎2階

(3) 履行期限 令和7年3月1日から令和12年2月28日

(4) 調達物品の概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市「令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に本市又はその他官公庁において類似の契約実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書

等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階

総務企画局コンプライアンス推進・

行政情報管理部行政情報課

電 話 044-200-2111(代表)

044-200-2051(直通)

メール 17gyozyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)までとします(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出方法

持参とします。

令和6年11月18日(月)午後5時までに必要な書類全てが3(1)に掲げる所管課へ確実に到着する必要があります。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和6年11月20日(水)

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和6年11月20日(水)から令和6年11月26日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和6年11月27日(木)までに入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア リース総額(税抜き)を入札金額として行います。リースの総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください。
また、筆跡が消せるボールペンは使用不可とします。

ウ 開札に立ち会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月3日(火) 午前10時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎 3階304会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じです。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1471号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

地点名標識定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

令和7年3月31日限り

(4) 業務概要

本業務は、川崎市道路維持修繕計画(令和6年3月)に基づき地点名標識の点検を行い、各部材の状態を把握・診断し、適切な補修を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者。

(4) 管理技術者について、次の条件を満たすものを配置できること。

建設業法に基づき、工事における業種「とび・土工」において主任技術者の要件を満たすもので、本業務に精通し、業務全般にわたり技術的管理を行えるもの。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布開始日

令和6年11月11日(月)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 技術者配置届及び上記2(4)を証明する資格者証、業務実績等の写し

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課

電 話：044-200-2804

(6) 受付期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年11月22日(金)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(7) 質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※ 件名を「【質問書】地点名標識定期点検業務委託」としてください。

(4) 質問書の受付期間

令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)まで

イ 持参の場合

(7) 質問書の提出場所

上記3(5)と同じ

(4) 質問書の受付期間

令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)まで

午前9時00分から午後5時00分まで(正午か

ら午後1時00分までを除く。)

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和6年12月3日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が提出する場合のみ必要です。)

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 令和6年12月10日(火)午後2時00分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階 306会議室

※ 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の可否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) この公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) この公告に関する問合せ先は、上記3(5)に同じです。

川崎市公告第1472号

入 札 公 告

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度自動車騒音常時監視業務委託及び鉄道騒音振動測定調査業務委託
- (2) 履行場所 市内の監視対象となる幹線道路20評価区間、主要鉄道路線6地点及び環境局環境保全課
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月21日まで
- (4) 概 要 本入札公告及び仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「調査・測定」種目「計量証明」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 過去3か年に、本市又は他官公庁において、面的評価支援システム(環境省提供)を用いて、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視に関する業務実績があること。
- (5) 騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視業務に3年以上従事し、政令市またはそれに準じる自治体の自動車騒音常時監視業務経験を有する者を主任技術者として選任することができること。
- (6) 新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル及び在来鉄道騒音測定マニュアル等に基づく新幹線騒音を含む鉄道騒音振動の測定経験があり、政令市またはそれ

に準じる自治体の鉄道騒音振動測定調査業務経験を有する者を主任技術者として選任すること。

3 競争入札参加申込書及び仕様書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

下記の書類を全て提出してください。なお、本市が必要と認めた場合、追加で書類提出を求めることがあります。なお、競争入札参加申込書及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。URL: <http://www.city.kawasaki.jp/233300/> ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(3)の場所で配布します。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績(契約内容)を確認できる契約書等の写し

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) 配布及び提出場所

川崎市環境局環境対策部環境保全課

担当 吉田、伊藤

郵便番号 210-8577

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

電 話 044-200-2525

F A X 044-200-3921

電子メール 30hozen@city.kawasaki.jp

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年11月22日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録されていない者には、F A Xで送付します。
なお、入札説明会は実施いたしません。

5 仕様及び入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(3)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和6年11月22日(金)午前9時から令和6年11月26日(火)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」

の様式に必要な事項を記入し、Word形式のまま、3(3)に記載した電子メールアドレス又はFAX宛てにお送りください。(質問書を送付した旨を、電話番号044-200-2525あてに電話連絡してください。)

(4) 回答方法

競争入札参加資格を有する者から質問があった場合の回答は、令和6年11月27日(木)までに、競争入札参加資格を有する全社に委任先メールアドレスあてもしくはFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札金額

入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

- (2) 入札(入札書の提出)及び開札の日時
令和6年12月2日(月)午前10時

- (3) 入札及び開札の場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎306会議室

- (4) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金
免除とします。

- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- (8) 再度入札
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者、最低制限価格を下回った者、再度入札に係る入札書を持参しなかった者、及び開札に立ち会わない者は除きま

す。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
免除します。
- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(3)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けることとし、入札前にその旨を示す委任状を提出するものとします。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市入札参加者心得等に定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(3)に同じです。

川崎市公告第1473号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度市民税・県民税、固定資産税(償却資産)当初課税時における人材派遣契約
- (2) 履行場所 川崎市指定場所
(かわさき市税事務所法人課税課、かわさき市税事務所市民税課(幸区役所含む)、みぞのくち市税事務所市民税課(宮前区役所含む)、こすぎ市税分室市民税担当、しんゆり市税事務所市民税課(多摩区役所含む)、かわさき

市税事務所資産税課)

- (3) 履行期間 令和7年1月14日から令和7年7月31日まで
- (4) 業務概要 市民税・県民税、固定資産税(償却資産)当初課税時における人材派遣業務詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (4) 本市又は他官公庁において人材派遣業務(一般事務サービス)の契約実績または同等の契約の実績があること。
- (5) 優良派遣事業者認定制度(厚生労働省委託事業)において、優良派遣事業者として認定されていること。
- (6) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- (7) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階
財政局税務部税制課 担当:松坂・秋葉
電 話:044-200-2190(直通)

FAX:044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し

エ 優良派遣事業者認定証の写し

オ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和6年11月21日(木)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部市民税管理課 担当:渡邊・井伊

電 話:044-200-3825(直通)

FAX:044-200-3907

E-mail: 23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月21日(木)から令和6年11月26日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和6年11月28日(木)午後5時までに、

競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和6年12月4日(水) 午後2時

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎11階財政局会議室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額

の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1474号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度川崎市立中学校自然教室(他施設)運営委託

(2) 履行場所

各実施校及び各宿泊施設 他

(3) 契約期間

令和7年1月6日～令和7年7月31日

(4) 業務概要

川崎市立中学校自然教室(他施設)運營業務(人員輸送、連絡調整、当日添乗業務ほか)

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

(郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

教育委員会事務局学校教育部指導課

自然教室担当 恒松

電 話 044-200-0498 (直通)

F A X 044-200-2853

メール 88sidou@city.kawasaki.jp

※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和6年11月19日(火)までに電子メール又はF A Xで送付します。

6 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

※問合せは電子メール又はF A X等の書面のみとし、確認のため送付後に必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和6年11月19日(火)から令和6年12月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年12月9日(月)午後5時までに、電子メール又はF A Xにて回答します。

(4) その他

ア 受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年12月23日(月) 午前10時00分

イ 場 所 川崎市役所本庁舎 14階1403会議室

住所 川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第1475号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

宮前消防署野川出張所ほか4か所電灯設備調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市宮前区西野川2丁目7番8号

ほか4か所

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、宮前消防署野川出張所ほか4か所の照明器具の更新を実施するために必要な調査を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備」で登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5年間で2件以上、官公庁において電灯設備調査業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

(6) 業務の全部を一括または主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、及び2(5)に該当する書類を提出しなければなりません。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年11月11日から令和6年11月18日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に該当する契約内容を確認できる契約書等

の写し

ウ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和6年11月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和6年11月11日から令和6年11月26日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和6年11月29日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその

代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月5日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第1476号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6年度年間納付済額お知らせ作成及び圧着業務

(2) 履行場所 健康福祉局医療保険部医療保険課等

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 業務概要 後期高齢者医療保険料年間納付済額のお知らせ作成、印字及び圧着業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) ISO/IEC27001の認証を受けている、あるいはプライバシーマークを取得していること。

(5) 令和3年度から令和5年度に官公庁において類似業務の契約実績があること。

(6) 当契約に係る成果物の作成等を行う履行(作業)拠点を、3(1)に定める場所から直線距離で片道50km圏内に有すること

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1-14階

健康福祉局医療保険部医療保険課

担当 竹内

電話 044-200-2111(代表)

044-200-2655(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) その他

「一般競争入札参加資格確認申請書」提出時に、上記2の(4)及び(5)を証明する書類を添付してください。上記2の(6)履行(作業)拠点は「一般競争入札参加資格確認申請書4 履行(作業)拠点所在地」に住所を記載してください。

「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「類似の契約実績を証する書面(実績表)」の様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年11月20日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 仕様に関する質問

仕様に関する質問がある場合は、「令和6年度年間納付済額お知らせ作成及び圧着業務質問書」を電子メール又は持参により提出してください。

(1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 14階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

電話 044-200-2111 (代表)

044-200-2655 (直通)

044-200-3930 (FAX)

電子メール 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年11月20日(水)から令和6年11月21日(木)まで
持参の場合の提出時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 回答

回答については、上記提出場所に掲示すると共に令和6年11月22日(金)に競争参加有資格者全員に電子メールにより送信します。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札手続等

入札は、単価金額(税抜)を入札金額として行います。また、この金額には業務履

行に際して必要となる一切の費用を含め見積もるものとします。

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和6年11月26日(火)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1 1401会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第1477号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 加瀬クリーンセンター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約日から令和7年2月28日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、加瀬クリーンセンターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な、吸着剤の交換業務等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。
- (4) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換業務に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎20階
環境局処理計画課 橋本
電話 044-200-2588(直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)9時から17時まで
(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年11月22日(金)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和6年11月22日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和6年11月22日(金)9時から令和6年11月29日(金)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和6年12月3日(火)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和6年12月5日(木)11時00分
イ 入札場所 川崎市役所本庁舎304会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入

札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債は除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1478号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 市道多摩第8号線歩道設置(改築)予備設計業務委託

(2) 履行場所 川崎市多摩区中野島3丁目16番地先

(3) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。

(4) 技術士(建設部門:道路)の資格を有する者が1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター管理担当

電 話 : 044-946-0044 (FAX : 044-946-0105)

E-mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を確認できる資料及びその者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年11月20日(木)に送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、

送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。)

F A X : 044-946-0105

(E-mail : 71doukan@city.kawasaki.jp)

(2) 質問受付期間

令和6年11月20日(水)午前9時から令和6年11月22日(金)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年11月26日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年12月4日(水)午前10時30分

イ 場所 多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1479号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎臨海部動向把握・情報管理に関する調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 委託概要

「臨海部ビジョン」に位置付けた各プロジェクトの推進に当たり、産業ごとの投資動向に応じた効果的な支援策の構築等を行うため、立地企業の設備投資計画や土地利用実態など、川崎臨海部の動向把握及び課題抽出に関する調査を行うものです。詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布及び提出
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

担当 田村

電話 044-200-3728

- (2) 配布・提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月18日(月)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

- (3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

- (4) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合、令和6年11月18日(月)午後5時必着)

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年11月19日(火)までに送付します。

ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

- (1) 交付場所 3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和6年11月20日(水)午後1時から午後5時まで

- 5 仕様書等に関する問い合わせ

- (1) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (2) 質問書の提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

電子メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

担当 田村

- (3) 質問書の提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月25日(月)まで
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

- (4) 質問書の提出方法

電子メール、郵送又は持参(郵送の場合、令和6年11月25日(月)午後5時必着)

- (5) 回答方法

令和6年11月27日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メール又はFAXにて送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札の手続等

- (1) 入札方法

持参

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月3日(火)午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

臨海部国際戦略本部会議室

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- 8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 前払金 無

- (3) 契約書の作成の要否 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

- 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川

崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第1480号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎シンフォニーホールムービングライト修理業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

(4) 概要

仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) この委託業務について、過去5年間で、川崎市又は他官公庁において類似の契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (7) この委託業務について、契約締結後、確実かつ速やかに実施できること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布及び提出

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

市民文化局市民文化振興室 音楽のまち推進担当

T E L 044-200-2030

F A X 044-200-3248

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

イ 提出された書類等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等に係り、説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

オ 提出された書類等を審査した結果、この委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。ただし、川崎市競争入札参加資格名簿へ登録した際に電子メールアドレスの登録をしている場合は、そのアドレスあてに令和6年11月18日(月)までに電子メールで送付します。

(1) 日時 令和6年11月18日(月)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 競争入札参加資格確認通知書等の交付

電子メールにて送付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録していない場合は、上記3(1)の場所で交付します。

5 仕様及び入札説明書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス(25bunka@city.kawasaki.jp)宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和6年11月18日(月)から令和6年11月22日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 回答方法

令和6年11月26日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

開札前に上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和6年11月29日(金)午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎18階 1802会議室

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額

ア 入札は総価で行います。

イ 履行期間の総額(税抜き)を入札金額とします。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要となる一切の費用を含めて見積もるものとします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1481号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定に基づき市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 組合の名称

鷺沼駅前地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

組合設立認可公告日から令和21年3月末日まで

3 施行地区

川崎市宮前区鷺沼一丁目

1番、26番1の一部

川崎市宮前区鷺沼三丁目

1番2、1番3の一部、1番19、1番44、

1番51、1番53、1番55、15番1の一部

川崎市宮前区小台一丁目

18番4、18番5、18番6、18番7、18番8、18番9、

18番106、21番1の一部、21番2の一部

4 事務所の所在地

神奈川県川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2号

5 設立認可の年月日

令和6年11月11日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和6年12月10日

川崎市公告第1482号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 教育会館劣化調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市中原区下沼部1709-4

教育会館

(3) 履行期間 令和7年3月28日(金)まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成27年度以降に公共施設の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記(3)の期間に(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和6年11月11日(月)～令和6年11月18日(月)

午前8時30分～午後5時(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎市高津区溝口6丁目9番3号

総合教育センター総務室

電話：044-844-3603

担当：総務室 小島

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格があることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和6年11月21日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年11月21日(木)～令和6年11月26日(火)

午前9時～午後5時(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-844-3604

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年12月5日(木)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和6年12月12日(木)14時

(3) 入札・開札の場所 川崎市高津区溝口6丁目9番3号
総合教育センター第2研修室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 前払金 無

- (3) 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1483号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度市民税・県民税帳票印字・配送業務委託

- (2) 履行場所 川崎市指定場所

- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年4月30日まで

- (4) 業務概要 帳票印字データのストックフォーム汎用帳票(受託者側で調達)への印刷、裁断、仕分、箱詰及び各市税事務所等への配送詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 作業場所を関東圏内(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)に有すること。

- (4) 本市又は他官公庁において「令和7年度市民税・県民税帳票印字・配送業務」と同様の業務(高速かつ大量の印刷、製本、配送等を含む業務。)の契約実績または同等の契約の実績があること。

- (5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

- (6) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部税制課 担当: 松坂・秋葉

電 話: 044-200-2190(直通)

F A X: 044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月12日(火)から令和6年11月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和6年11月22日(金)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスに登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部市民税管理課 担当：渡邊・田口

電 話：044-200-2228(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和6年12月4日(木)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和6年12月11日(水) 午前11時

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎11階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1484号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎区浅田二丁目64番8
860平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区池田一丁目15番5号
株式会社 明和コーポレーション

代表取締役 明立 徹

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 10戸10棟

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和6年6月10日
川崎市指令 ま宅審(イ)第29号

川崎市公告第1485号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和6年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内自転車通行環境整備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示等」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	仲乃橋耐震補強工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目8番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第2施設ラック更新工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区小台1丁目18番地ほか1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年11月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	登戸駅周辺自転車等駐車場第3施設整備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸2344番地先他3箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	水路改修(麻生2)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区早野177番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月28日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	市道下小田中59号線歩道設置(改築)及び水路改修(中原2)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中3丁目34番地先他2箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者	

参 加 資 格	であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年11月28日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第3施設ラック更新工事
	履 行 場 所	川崎市中原区新丸子東3丁目1111番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月28日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内平瀬川親水施設改良工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生4丁目11番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年11月29日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第1施設ラック更新工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上小田中6丁目18番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月29日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼第1公園樹木更新工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区鷺沼1丁目20
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年11月29日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	溝口駅前南口公衆トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口2-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	

参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年12月4日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1486号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和60年川崎市条例第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和6年11月13日

川崎市長 福田 紀 彦

1 種 類

川崎都市計画地区計画の変更

2 名 称

小杉駅北口地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市 中原区 小杉町1丁目、小杉町3丁目
及び新丸子町地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)

中原区役所市政資料コーナー(中原区小杉町3丁目245番地)

川崎市立中原図書館(中原区小杉町3丁目1301番地)

5 縦覧期間

令和6年11月14日(木)から令和6年11月27日(木)まで
6 意見書提出期間

令和6年11月14日(木)から令和6年12月4日(木)まで

川崎市公告第1487号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月13日

川崎市長 福田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区千年858番

592平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区西荻窪北2丁目1番11号

株式会社メルディア 代表取締役 菊池 健太

3 予定建築物の用途

戸建住宅

計画戸数: 6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和6年5月29日

川崎市指令 ま宅審(イ)第19号

令和6年10月18日

川崎市指令 ま宅審(イ)第80号(変更)

川崎市公告第1488号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で

準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市長 福田紀彦

年 度	手数料種別	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和6年度	公園墓地 管理手数料	令和 6年度分	令和6年11月24日	計 688件

(別紙省略)

川崎市公告第1489号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定に基づき市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 組合の名称
登戸駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告日から令和12年3月末日まで
- 3 施行地区
別紙のとおり
- 4 事務所の所在地
神奈川県川崎市多摩区登戸2054番1号
- 5 設立認可の年月日
令和6年11月14日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる
期限
令和6年12月13日

別紙

- 1 施行地区となるべき区域
神奈川県川崎市多摩区登戸

土地区画整理事業における従前の宅地		特定仮換地	
所在	地番	街区 番号	画地
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3402-1	90	22、25、 27、29、 31、34
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3404-3	90	23、32
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3405-1	90	26、28、 30、33、35

神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3402-3	90	5、6、7、 11
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3405-4	90	8、9
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-2	90	10
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-9	90	15
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-10	90	12
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-1	90	13
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3411-4		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3400-2	90	21
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3403-11	90	
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3395	90	36
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3397-2		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3397-1	90	37
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3391-1	90	38
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3388-1	90	39、40
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3391-2	90	41
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3390-5	90	42
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3385-1	90	43、44
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3381-6	90	51
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3382-3		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3383-3	90	52
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3402-5	90	24
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3405-6		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-5	90	14
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3465-3	90	46、47、48
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3465-2	90	45
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3462-2	90	49
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3381-4	90	50
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3381-5		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3382-2		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3384-3	90	60
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3392	90	54、56、 57、58、59
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3401	90	55
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3404-5	90	17、19
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3406-7	90	18、20
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3351-5	90	53
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3365-7		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3388-2		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3390-2		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3390-3		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3460-5		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3469-5		
神奈川県川崎市多摩区登戸字辛耕地	3470-3		
神奈川県川崎市多摩区登戸字戊耕地	2083-1	90	16
神奈川県川崎市多摩区登戸字戊耕地	2094-1		

川崎市公告第1490号

令和6年10月8日川崎市公告第1350号を次のとおり取り消します。

令和6年11月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 種 類
川崎都市計画地区計画の決定
- 2 名 称
大川町産業団地地区地区計画
- 3 取消し理由
縦覧及び意見書提出期間について、起算日に誤りがあったため

川崎市公告第1491号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和60年川崎市条例第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和6年11月14日

川崎市長 福田紀彦

- 1 種 類
川崎都市計画地区計画の決定
- 2 名 称
大川町産業団地地区地区計画
- 3 位置及び区域
川崎市川崎区大川町地内
- 4 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)
川崎区役所田島支所(川崎区鋼管通2-3-7)
大川町産業会館(川崎区大川町9-2)
川崎市立川崎図書館(川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク4階)
- 5 縦覧期間
令和6年11月15日(金)から令和6年11月28日(木)まで
- 6 意見書提出期間
令和6年11月15日(金)から令和6年12月5日(木)まで

公 告 (調 達)**川崎市公告(調達)第295号****入 札 公 告**

令和6年11月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
大師測定局及び富士見公園測定局の測定機器等移

設業務委託

- (2) 履行場所
大師一般環境大気測定局(川崎区東門前2-1-1)他

- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月21日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 公益社団法人日本環境技術協会実施の環境大気常時監視技術者試験(専門技術者以上)に合格した者を主任技術員として、本業務に主として従事させることが可能であること。

3 競争入札参加申込書の提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 提出場所及び問合せ先
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視担当 山梨、伊東
電 話 044-276-9096
FAX 044-288-3156
E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp
- (2) 提出期間
ア 提出日
令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
イ 提出時間
9時から12時まで及び13時から17時まで
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の内容を確認できる登録証等の写し
- (4) 提出方法
ア 持参の場合
令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)の9時から12時まで及び13時から17時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時を除く)とします。
イ 郵送の場合

郵送での提出を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。また、提出書類に不備や不足があった場合は受理できません。

(ア) 書留郵便に限ります。

(イ) 令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までに必着とします。

(ウ) 郵送した際は3(1)のE-mailアドレスにその旨、連絡してください。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

競争入札参加申込書及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年12月6日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来ようお願いします。

(1) 交付日時

令和6年12月6日(金)(9時から12時まで及び13時から17時まで)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和6年12月6日(金)から令和6年12月12日(木)17時まで

(3) 問合せ方法

添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年12月17日(火)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の

記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

令和6年12月23日(月)10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

ウ 入札書の提出方法

持参に限ります。

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第296号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市立学校校務用コンピュータ(増加分)機器賃貸借契約(令和7年3月31日導入分)
- (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (3) 履行期間 令和7年3月31日から令和12年3月30日まで
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年12月9日(月)までに行ってください。

- (4) 本市、他官公庁又は民間において、過去5年以内にコンピュータ機器等に関する同規模の賃貸借契約実績を有する者

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和6年11月25日(月)から令和6年12月9日(月)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日及び日曜日を除く。)
- (3) 提出方法
持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送し

たときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和6年12月16日(月)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和6年12月16日(月)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

- (1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

- (2) 問合せ期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月23日(月)まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和7年1月7日(火)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和7年1月14日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和7年1月21日(火) 午後2時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和7年1月20日(月)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います(詳細につきましては、再度入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (5) 支払については、毎月払いとします。

ただし、契約の初月となる令和7年3月分については、月額の31分の1に相当する金額、最終月の令和12年3月分については、月額の31分の30に相当する金額とします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools, High schools, Special support schools in Kawasaki City.
- (2) Time-limit for tender:
2:00 P.M 21 Jan 2025
- (3) Time-limit for tender by mail:

20 Jan 2025

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第297号

入 札 公 告

川崎市役所本庁舎で使用する再生可能エネルギー
100%電力の供給に関する契約における一般競争入札に
ついて、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市役所本庁舎で使用する再生可能エネルギー
100%電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給につい
て、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2
の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けて
いる者、または小売電気事業者が行う小売供給に関
する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として
行う者であること。(地方自治法の規定に基づき契
約の締結を行う場合に限る。)

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 「令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給
等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」、種
目「電気供給」に登載予定であること。(令和6年10
月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格申請
の手続きを行っているもの。)

なお、令和7・8年度競争入札参加資格申請を
行っていない者(入札参加業種・種目についての申
請を行っていない者を含む。)で当該入札に参加を
希望する者は、令和6年12月2日(月)までに川崎市財

政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入
札参加資格審査申請の手続きを行うこと。

(5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施
要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づ
き、入札参加資格を有している者であること。なお、
未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様
式により資格審査申請を令和6年12月2日(月)までに
行うこと。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

環境局脱炭素戦略推進室 大和田、坂田、森田

電 話 : 044-200-1223

F A X : 044-200-3921

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで
の下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

ただし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除き
ます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和6年12月2日(月)午後5
時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連
絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、
無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は
3(1)の場所において、令和6年11月25日(月)から令和6
年12月2日(月)まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午
後5時までの間とし、土曜日、日曜日、及び国民の祝
日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ
り競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和6年12月13日(金) 午前9時から正午まで及び
午後1時から午後5時

ただし、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和６年12月13日(金)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

３(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和６年12月13日(金)から令和６年12月20日(金)までの下記の時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、３(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに３(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和６年12月25日(水)までに、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は３(1)の場所で配布します。

(5) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和７年１月９日(木) 午後５時必着

(イ) 郵送場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎21階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和７年１月10日(金) 午前10時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎 20階 2002会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

８(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

８(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費調整額および市場価格調整額(入札公告時点における、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める電気需給約款のベーシックプランに準じて算定される額)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和７年３月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧す

ることができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
Electricity about 7,653,888kWh to use at Kawasaki city office main office
- (2) Time-limit for tender:
10:30 A.M. 10, January, 2025
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. 9, January, 2025
- (4) Contact point for the notice
Decarbonization Strategy Development Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL:044-200-1223

別紙

番号	施設名	履行場所	予定使用電力量 (kWh)
1	川崎市役所本庁舎	川崎市川崎区宮本町 1番地	7,653,888

川崎市公告(調達)第298号

入 札 公 告

中央卸売市場北部市場ほか7施設で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
中央卸売市場北部市場ほか7施設で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約
- (2) 内訳・履行場所・予定使用電力量
別紙のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者、または小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であること。(地方自治法の規定に基づき契約の締結を行う場合に限る。)
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 「令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」、種目「電気供給」に登載予定であること。(令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。)

なお、令和7・8年度競争入札参加資格申請を行っていない者(入札参加業種・種目についての申請を行っていない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和6年12月2日(月)までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行うこと。

- (5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和6年12月2日(月)までに行うこと。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

環境局脱炭素戦略推進室 大和田、坂田、森田

電 話 : 044-200-1223

F A X : 044-200-3921

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和6年12月2日(月)午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和6年12月13日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和6年12月13日(金)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和6年12月13日(金)から令和6年12月20日(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年12月25日(水)までに、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはF

AXで送付又は3(1)の場所で配布します。

(5) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和7年1月9日(木) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和7年1月10日(金) 午前10時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 20階 2002会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費調整額および市場価格調整額(入札公告時点における、本市を管轄する旧一

般電気事業者の定める電気需給約款のベーシックプラン、もしくは業務用季節別時間帯別電力プランに準じて算定される額)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 20,200,736kWh to use at Northern Kawasaki Central Wholesale Market
In addition to 7 facilities

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. 10, January, 2025

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 9, January, 2025

(4) Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL:044-200-1223

別紙

番号	施設名	履行場所	予定使用電力量(kWh)
1	川崎市中央卸売市場 北部市場	川崎市宮前区水沢 1-1-1	7,927,458
2	川崎港海底トンネル	川崎市川崎区千鳥町 6-5	1,254,871
3	かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延 6-18-1	1,333,815
4	川崎競輪場	川崎市川崎区富士見 2-1-6	2,173,803
5	多摩区総合庁舎	川崎市多摩区登戸 1775-1	2,317,789
6	東橋中学校	川崎市高津区子母口 730	1,297,000
7	川崎高等学校	川崎市川崎区中島 3-3-1	2,017,000
8	川崎総合科学 高等学校	川崎市幸区小向仲野町 5-1	1,879,000

税 公 告

川崎市税公告第155号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月1日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第156号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月1日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第157号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月1日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第158号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第159号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月8日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第89号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月5日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度加瀬水处理センター水質測定装置保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	令和7年3月7日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における水質測定装置の点検整備又は水質測定装置製作・据付業務の履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年11月28日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平間会館 改修工事設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1668番地(平間会館内)
	履 行 期 間	令和7年7月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」、種目「意匠設計」で登録されている者 (6) 令和元年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した建築物の改修工事に係る設計業務委託の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (7) 管理技術者は、建築士法第2条2項に規定する一級建築士の資格を有し、かつ業務経験3年以上有する者を配置できること。 なお、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)であることが必要。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年11月28日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度加瀬水处理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付(脱臭剤納入を含む)業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年11月28日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

（案件4）

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度入江崎水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年11月28日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第90号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月5日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	渋川ポンプ場No.5雨水ポンプ用エンジン整備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区矢上4-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	

参 加 資 格	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成21年4月1日以降に有すること。 上下水道施設※において、ポンプ設備又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ※ 上下水道施設とは、水道法第3条第8項又は下水道法第2条第2項(処理施設・ポンプ施設・貯留施設に限る。)に定義された施設。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年11月27日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	踊場ポンプ場建設電気その2工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生3-32-18
	履 行 期 間	契約の日から令和8年8月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未滿となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未滿となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未滿と	

参 加 資 格	なった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成21年4月1日以降に有すること。 下水道施設※において、自家発電設備の製作及び据付工事の完工実績(修理及び整備工事を除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ※ 下水道施設とは、下水道法第2条第2項「下水道」に定義される下水道施設(マンホール形式ポンプ場を除く。)
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年12月2日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	工業用水道 日東亜鉛(株)川崎工場ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区水江町4-3 ほか3箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和6年11月27日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センター旧西系脱臭棟ほか解体工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年9月12日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「解体」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年12月2日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第91号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	六郷ポンプ場改築土木その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区本町2-4
	履 行 期 間	契約の日から令和7年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月9日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	小杉町地区ほか下水枝線第13号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉町1丁目、宮前区平5丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から200日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月9日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場ほか1箇所 計装設備改良工事
----------------	-----	---------------------

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内) ほか一箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年12月4日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	戸手ポンプ場ほかしさ破砕機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4-4-2 ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年12月4日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第92号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	検針委託事業所用通信装置賃貸借一式
	履 行 場 所	川崎市役所第3庁舎9階(川崎区東田町5番地4)他
	履 行 期 間	令和7年3月1日から令和11年12月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年12月19日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	拠点用通信装置40台賃貸借一式
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎ほか
	履 行 期 間	令和7年3月1日から令和12年2月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093
入札日時等	令和6年12月19日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第94号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	R P A移行業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎9階情報管理課ほか
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されている者 (4) 令和元年度以降に、地方公共団体または府省庁において、R P A移行に係る業務委託または、U i P a t hやW i n A c t o rの開発若しくは運用業務の履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月5日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度中部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内ほか
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」に登録されている者	

参 加 資 格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。 (8) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。 なお、当資格者は受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和6年12月5日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 排水現況実態調査測量委託
	履 行 場 所	川崎市全域
	履 行 期 間	令和7年3月21日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和6年12月5日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第95号

上下水道局用地(駐車場)の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

上下水道局用地(駐車場)一時貸付け

(2) 一時貸付物件の所在地及び貸付面積

別表のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和12年3月31日までとします。

(4) 貸付期間

管理番号1から5及び7から11については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、管理番号6については、令和9年3月31日までの2年間とします。

(5) 一時貸付物件の指定用途

平置き駐車場(二段式・多段式でない駐車場をいう。以下同じ。)

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5により貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税及び市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込みに必要な書類を提出すること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(9) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

借受人は、平置き駐車場の維持及び管理運営を貸付期間中継続的に行わなければなりません。また、これ以外の条件は、令和6年度一般競争入札による上下水道局用地(駐車場)一時貸付けの入札説明書(以下「入札説明書」という。)によります。なお、入札説明書に違約金の要件として規定した条件に違反した場合は、契約金額の100分の30に相当する額を違約金として川崎市(上下水道局)に支払わなければなりません。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

この入札に参加を希望する者は、令和6年11月12日より、川崎市上下水道局のホームページ上から、入札説明書及び一般競争入札参加申込書を取得いただけます。

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

(1) 期間 令和6年11月18日から令和6年12月4日まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市上下水道局総務部管財課(川崎市役所第3庁舎10階)

電話 044-200-3113(直通)

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和6年12月23日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、6(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は54万円とし、指定の納入通知書にて令和7年1月27日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札参加資格があると認められた者
2に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 連帯保証人(法人等にあつてはこの法人等又はその役員等)

川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

10 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

- (1) 日時 令和6年1月28日 午前10時 入札開始
- (2) 場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市上下水道局サービス推進部会議室
(川崎市役所第3庁舎10階)

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

- (1) 入札時に持参する書類
入札説明書によります。
- (2) 入札方法

1(2)の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

12 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約の締結期限
令和7年2月28日までに川崎市(上下水道局)と本件契約を締結しなければなりません。(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)
- (2) 契約保証金
契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の10分の

1(円未満切り上げ)の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市(上下水道局)に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、入札説明書内に記載しています。

13 貸付金額の納期限等

入札説明書によります。

14 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問合せ先は、6(2)に同じです。

別表

管理番号	所在地	貸付面積
1	川崎市中原区木月3-1138-6	50.23㎡
2	川崎市宮前区菅生5-1398-1	193.88㎡
3	川崎市宮前区菅生6-1193-9ほか	346.87㎡
4	川崎市宮前区菅生6-1187-3ほか	81.75㎡
5	川崎市宮前区小台1-1-4	75.34㎡
6	川崎市多摩区長沢4-7727-16	169.48㎡
7	川崎市多摩区菅6-1367-2	128.96㎡
8	川崎市麻生区高石5-286-4ほか	264.05㎡
9	川崎市麻生区百合丘2-1-1	190.67㎡
10	横浜市鶴見区上末吉1-937-2	28.00㎡
11	相模原市淵野辺本町5-611-2	28.00㎡

川崎市上下水道局公告第96号

上下水道局用地の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
上下水道局用地(野立て看板設置)の一時貸付け
- (2) 一時貸付物件の所在地
次表のとおりです。

物件番号	所在地
1	川崎市中原区井田中ノ町362－3
2	川崎市中原区木月3－1068－1
3	川崎市宮前区土橋2－1－1

(3) 契約期間

契約日から令和12年3月31日まで

(4) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 貸付物件の指定用途

野立て看板の設置

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5により貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込みに必要な書類を提出すること。

(6) 本入札の趣旨、本入札説明書に定める条件及びその他法令等を遵守し、借受人自らが一時貸付物件(入札物件)に屋外看板を設置し、貸付期間中継続して、運営(広告主募集等含む)及び維持管理できる資力、能力等を有する法人であること。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

(8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(10) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

借受人は、野立て看板の維持及び管理運営を貸付期間中継続的に行わなければなりません。また、これ以外の条件は、令和6年度一般競争入札による上下水道局用地(野立て看板)一時貸付けの入札説明書(以下「入札説明書」という。)によります。なお、入札説明

書に違約金の要件として規定した条件に違反した場合は、契約金額の100分の30に相当する額を違約金として川崎市(上下水道局)に支払わなければなりません。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書の交付

この入札に参加を希望する者は、令和6年11月12日より、川崎市上下水道局のホームページ上から、入札説明書及び一般競争入札参加申込書を取得いただけます。

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

(1) 期間 令和6年11月18日から令和6年12月10日まで

(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局総務部管財課(川崎市役所第3庁舎10階)

電話 044-200-3113(直通)

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和6年12月23日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に6(2)の場所にて、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書において資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札保証金は1万円とし、納付については指定の納入通知書にて令和7年1月27日までに納付しなければなりません。なお、入札保証金の返還は入札説明書に添付されている入札保証金返還請求書への記載に基づき返還されます。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格確認通知書において資格が「有」と認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

次により入札手続等を行います。

(1) 入札方法

総額で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等持参以外の方法による入札は認めません。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月28日 午後2時 入札開始

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局サービス推進部会議室
(川崎市役所第3庁舎10階)

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約締結期限

令和7年2月28日までに川崎市(上下水道局)と本件契約を締結しなければなりません。(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

(2) 契約保証金

契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の10分の1(円未満切り上げ)の額を納付することとします

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、8の入札保証金は、川崎市(上下水道局)に帰属します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、入札説明書内に記載しています。

12 貸付金額の納期限等

入札説明書によります。

13 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、6(2)に同じです。

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第25号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

上下水道料金等業務システムに係る帳票印刷等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局営業課ほか

(3) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

(契約締結日から準備を行い、令和7年4月1日から業務開始とすること。)

(4) 業務概要

本業務委託は、川崎市上下水道局の上下水道料金等業務システムから出力する帳票類をシステム運用の省力化及び効率化を図るため、帳票印刷業務等を外部委託により行うものです。

※ 詳細は仕様書等によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は、本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」

で登録されている者

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和6年12月9日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 平成25年度以降に、都道府県又は政令指定都市において、公共料金に係る帳票印刷の業務について元請けとしての履行完了実績を有すること。

- (5) ISO9001、ISO/IEC27001の認証及びプライバシーマークの全てを取得していること。

※ 2(4)～(5)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス:

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2097

- (2) 期間 令和6年11月25日～令和6年12月9日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

- (1) 競争入札参加申込書等提出方法

電子入札システムにより、競争入札参加申込書提出完了画面まで進み、申込手続きをしてください。(競争入札参加申込書のファイル添付は不要です。)

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札:操作説明書(入札システム操作方法)」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に持参してください。

競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

- (2) 提出期間

「入札公表詳細」の公表日から申請申込締切日まで
※ ただし、参加申込書等を持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時とします。

5 見積用設計図書類の取得

本案件の見積用設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

- (1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和6年11月25日～令和6年12月12日

午前8時～午後8時(提出期間最終日は午後3時まで)

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、質問書の持参提出後、質問締切日時までに質問書をExcel形式のまま、契約課委託契約係宛てメール(23keiyak@city.kawasaki.jp)にて送付してください。どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。なお、質問書の郵送による提出は認めません。

提出期間

令和6年11月25日～令和6年12月12日
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
(提出期間最終日は午後3時まで)
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 回答

ア 回答日時

令和6年12月23日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和6年12月23日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を入札日の5日前までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和7年1月7日
午後1時00分

(2) 持参による入札の場合

ア 入札書の提出日時 令和7年1月7日
午後2時00分

イ 入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

ア 入札書の提出期限 令和7年1月6日 必着

イ 入札書の提出先 3(1)に同じ

※ 郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月7日 午後2時00分

イ 場所 3(1)に同じ

(5) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」に基づき次のとおり設定します。

調査基準価格：予定価格の67%（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要です。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさ

き」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)～(5)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(上下水道局サービス推進部営業課 電話:044-200-3390)に提出し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成

必要とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

適用除外とします。

(4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 伊東
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 本案件は電子契約対象案件です。電子契約書は、契約日を落札決定日から4開庁日後を目途に設定した上、落札決定日の翌開庁日までに送付します。

(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

(6) 契約日から業務開始日までの期間を準備期間とし、受注者は業務を開始するために必要な作業を実施することとします。なお、準備期間の作業にかかる経費は受注者の負担とします。

13 Summary

(1) Business consignment such as document printing related to business system such as water and sewerage charges

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

1:00P.M. 7 January 2025

b Direct delivery

2:00P.M. 7 January 2025

c By mail

6 January 2025

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

川崎市上下水道局公告(調達)第26号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託
(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜3-24-12

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(契約期間 契約締結日から令和12年9月30日まで)

(4) 業務概要

本委託は、入江崎総合スラッジセンターの運転操作監視業務や保守点検業務などの維持管理を行うものです。

※ 詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を4(2)の期間中に4(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録予定であること。(令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。)

なお、令和7・8年度競争入札参加資格申請を行っていない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和6年12月9日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録があること。
- (5) 公共下水道または流域下水道における汚泥焼却設備を有する汚泥処理施設の汚泥処理施設運転点検業務委託について、競争入札参加申込書提出締切日において元請として同一施設で継続して1年以上履行した実績を有すること。ただし、共同企業体により履行した実績については、代表者であったものに限る。
- (6) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の規定に基づく資格を有し、公共下水道または流域下水道における汚泥焼却設備を有する汚泥処理施設の汚泥処理施設運転点検業務委託について、競争入札参加申込書提出締切日において業務総括責任者若しくは副総括としての実務経験を同一施設で継続して1年以上有する業務総括責任者を配置できること。
- (7) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記載した配置予定者に変更が生じた場合は、技術力と経験が同等以上であり運転点検業務委託の品質確保等に支障がない人員を配置できること。
- (8) 業務総括責任者は、競争入札参加申込書提出締切日において直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。

※ 2(4)～(8)に関しましては、12(2)を必ずお読みください。

3 入札の日程

令和6年11月25日	入札公告 入札説明書等の配布開始 見積用設計図書の配布開始 競争入札参加申込書受付開始 質問書受付開始
令和6年12月9日	競争入札参加申込書提出締切
令和6年12月13日	質問書提出締切
令和6年12月27日	質問回答日 確認通知書送付 入札書受付開始 総合評価落札方式評価項目算定資料受付開始
令和7年1月15日	入札書提出締切 総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切
令和7年1月16日	開札
令和7年2月20日	ヒアリング実施(※予定)
令和7年3月28日以降	落札者決定 落札者決定後に結果公表

※ 必要がある場合は、ヒアリングを実施します。

4 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス:

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2097
- (2) 期間 令和6年11月25日～令和6年12月9日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 競争入札参加申込書等提出方法

競争入札参加申込書を、4(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所にて、4(2)の期間に配布します。

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和6年11月25日～令和6年12月8日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便

により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和6年11月25日～令和6年12月9日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

6 見積用設計図書類の取得

本案件の見積用設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、4(2)の期間に、4(1)の場所で配布します。

7 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、4(1)の場所に書留郵便又は持参により、7(2)の期間に提出してください。また、質問書の提出後、質問締切日時までに質問書をExcel形式のまま、契約課委託契約係宛てメール(23keiyak@city.kawasaki.jp)にて送付してください(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和6年11月25日～令和6年12月12日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和6年11月25日～令和6年12月13日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(3) 回答

ア 回答日時

令和6年12月27日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和6年12月27日の午前9時から正午までの間に4(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和6年12月27日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

本業務委託に関する金額のほか、総合評価落札方式評価項目算定資料の内容を実現するために必要な費用を含め、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

(ア) 提出期限 令和7年1月14日 必着

(イ) 提出場所 4(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、4(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

(ア) 提出期限 令和7年1月15日 午後5時

(イ) 提出場所 4(1)に同じ

(3) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

ア 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出方法

総合評価落札方式評価項目算定資料は、取得した見積用設計図書類の内容を参照し作成した上、4(1)の場所に書留郵便又は持参により次の期間に提出してください。

(ア) 書留郵便により提出する場合

期間 令和6年12月27日～令和7年1月14日
必着

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と大きく書いてください。

(イ) 持参により提出する場合

持参により提出する場合は、事前に4(1)に掲げる連絡先へ電話し、受付日時の指定を受けた上で提出してください。

なお、事前に連絡がないものは認めません。

期間 令和6年12月27日～令和7年1月15日
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の様式

「総合評価落札方式評価項目算定資料等様式一覧」のとおりとします。

総合評価落札方式評価項目算定資料の様式は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所にて、4(2)の期間に配布します。

なお、提出された総合評価落札方式評価項目算

定資料は返却しません。

※ 総合評価落札方式評価項目算定資料について

は、書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため評価しない、又は無効となる場合がありますので御注意ください。

ウ 総合評価落札方式評価項目算定資料作成時の留意事項

(ア) 要求要件

a 見積用設計図書類を前提にして、各評価項目に対する提案を行ってください。

b 記述のなかに入札者名の明示、あるいは推測できるような表現を使用しないでください。

(イ) 記述方法

a 総合評価落札方式評価項目算定資料は、A4判、横書き、横型は上部を左にして左側を押印により袋綴じしてください。

b 入札書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

c 提出書類に記述する文字の大きさは、指定された記入部分の他は原則12ポイントとし、書体については、任意とします。

d 各評価項目についてすべて具体的に記述してください。

なお、記述するに当たって、評価項目と無関係の記述を行わないでください。

e 総合評価落札方式評価項目算定資料は、専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現してください。

f 技術提案を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用することはかまいません。

g 総合評価落札方式評価項目算定資料の様式の用紙が不足する場合は、複写して使用してください。ただし、各様式3枚以内としてください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月16日 午前10時

イ 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
川崎市本庁舎16階

(5) 入札保証金

免除とします。

11 総合評価落札方式の評価方法

(1) 技術評価点の算出(評価項目の評価区分及び配点など)

「総合評価落札方式評価項目 配点表」のとおりとします。

(2) 審査方法

審査の経緯は、原則として非公開とします。

また、本件は審査に当たり、入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託総合評価審査委員会において審議を行います。

(3) 総合評価落札方式評価項目算定資料に対するヒアリング

提出された総合評価落札方式評価項目算定資料の内容に対し、必要がある場合はヒアリングを実施します。

なお、ヒアリング対象者には、令和7年2月14日の午後1時から午後2時までの間に、入江崎総合スラッジセンターから電話連絡します。

ア 実施日

令和7年2月20日

時間及び場所については、電話連絡時に通知します。

イ 所要時間

1 入札参加者につき15分とします。

ウ 参加人数

1 入札参加者につき2名までとします。

エ 禁止事項

(ア) 新たな資料の提出

(イ) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述した事項の訂正又は追加

(ウ) 正当な理由がない欠席又は遅刻。この場合は、その時点で辞退とみなします。

(エ) 入札参加者名がわかるようなものの着用

(オ) 入札参加者名がわかるような発言

(カ) ヒアリング中の途中退室は、やむをえない場合を除き認めません。

(4) 価格評価点の算出

価格評価点は、次の算式によって求めます。

価格評価点 $=30\times(1-\text{入札価格}/\text{予定価格})$

※ 入札価格及び予定価格は税抜き価格とします。また、価格評価点は小数点第5位以下切捨てとします。

(5) 総合評価点の算出

11(1)により技術評価点を算出した後、11(4)により価格評価点の算出を行い、次の算式により総合評価点(技術評価点と価格評価点を合計した点数)を算出します。

総合評価点 $=\text{価格評価点}+\text{技術評価点}$

(価格評価点配点: 技術評価点配点 $=30:90$)

12 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、11(5)によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」に基づき次のとおり設定します。

調査基準価格: 予定価格の67%(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)～(8)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 電話: 044-287-7204)に早急に提出し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

ア 2に示した一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出がない場合及び不備がある場合は、これを無効とします。

(4) 評価結果の公表等

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に書面により照会することができます。

13 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(1)の場所において閲覧できます。

14 技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応

(1) 本業務委託において、完了検査の結果、当該受注者が技術評価点を得た評価項目の一部又は全部について、当該対象業務委託が技術評価点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が当該受注者にあると認められる場合には、成績評定の減点対象とします。

(2) 入札参加者が提出した総合評価落札方式評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

(3) 技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの差額の返還

ア 本業務委託において、当該受注者の技術提案が達成されなかった場合には、不可抗力によるものを除き、川崎市上下水道事業管理者の指定する期間内に、受注者が現に履行した内容に基づく技術評価点と落札決定時のものと点差に相当する額(以下「技術評価点差相当額」とします。)を徴収します。

イ 技術評価点差相当額を決定するときは、受注者が対象業務委託の全ての契約期間(契約の締結から委託の業務を開始するための準備期間を除く。)で技術提案が達成されなかったときの金額(以下

「技術評価点差相当額算定根拠額」とします。)を基に算定するものとします。

ウ 技術評価点差相当額算定根拠額は、受注者が現に履行した内容に基づいて技術評価点を算定し直した後、当該技術評価点から求められる総合評価点が落札決定時のものと同一になるよう改めて価格を計算し、当該受注者の入札価格から当該価格を差し引いた額とします。ただし、技術評価点差相当額算定根拠額の上限は入札価格とします。

エ 技術評価点差相当額の決定について、技術提案が達成されなかった期間の委託の代価を支払っていない場合は、受注者が当該代価を請求するときに合わせて技術評価点差相当額を徴収します。その額は次の算定式で決定するものとします。

技術評価点差相当額＝技術評価点差相当額算定根拠額／入札価格×技術提案が達成されていた場合の委託の代価

また、技術提案が達成されなかった期間の委託の代価を既に支払っている場合は、管理者の指定する期間内に、技術評価点差相当額算定根拠額の一部または全部を技術評価点差相当額として徴収します。

15 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。

16 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係

担当 伊東

電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
- (5) 競争入札参加申込書又は総合評価落札方式評価項目算定資料に関する書類が未提出の場合及び不完全な場合は、本総合評価に参加することができません。
- (6) 提出締切後の書類の差替え、変更、再提出及び追加は認めません。
- (7) 提出された書類は、本総合評価の選定以外の目的では無断で使用しません。
- なお、提出された書類は返却しません。
- (8) 見積用設計図書類は、発注者の了解なく、他の目的に使用することはできません。
- (9) 一般競争入札参加資格があると認められた者は、入札及び総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切日まで、書面による申出により随時本総合評価の参加を辞退することができます。
- (10) 本総合評価に参加することに伴い必要となる費用は、すべて競争入札参加者の負担とします。
- (11) 令和7年10月1日から業務開始とし、契約締結後から業務開始までの間に引継ぎを行います。それに要する費用は受注者の負担とします。
- (12) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述した事項が、不可抗力により達成されない場合を除き、受注者の責めにより履行されなかった場合は、契約の目的を達成することができないと認め、契約を解除する場合があります。
- (13) 当該落札決定の効果は、令和7年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

17 Summary

- (1) Consignment (unit-price contract) for Iriezaki Centralized Sludge Treatment Center Operations and Inspection
- (2) Time limit for tender:
- a Direct delivery
5:00P.M. 15 January 2025
- b By mail
14 January 2025
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2097

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月5日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市交通局ベンチ購入
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年1月31日まで
- (4) 業務概要
溝口駅南口4番のりばに背無再生木材ベンチ2基を設置し、既存ベンチ1基を営生営業所に移動するものである。また、背付再生木材ベンチ3基を営生営業所に納入するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「家具・装飾」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和6年11月5日から令和6年11月12日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和6年11月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課施設担当 瀧下

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年11月25日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年11月25日まで
の、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年11月27日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月5日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

産業廃棄物(汚泥)処分業務委託

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

産業廃棄物(汚泥)処分

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を、処分場のある自治体から受けていること。
- (5) 本業務を実施する処分場の所在が川崎市、横浜市及び東京23区のいずれかにあること。
- (6) 仕様書の内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 上記2の(4)及び(5)を証明する書類(処分場のある自治体からの許可証等)の写し。
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和6年11月5日から令和6年11月12日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和6年11月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 管理担当 星子
電話 044-200-3235
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったと

- き。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書の提出方法等
郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。
一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。
- ア 郵送
(ア) 提出期限 令和6年11月25日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
- イ 持参
(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年11月25日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日 時 令和6年11月27日 午前10時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約
規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例
(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規
程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めると
ころによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市
交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所におい
て閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じで
す。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第53号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月7日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担
当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といい
ます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下
「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並
びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類
は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イン
ターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲
覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている
場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ

た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け
付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15
分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川
崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名
簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと
に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条
件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者には、
別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書(様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。)により受け付けます(土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及
び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回
答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札
情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙
の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人としま
す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する
権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け
た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院救命救急センターで使用するベッドパンウォッシャー一式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月7日から令和6年11月18日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年11月7日から令和6年11月18日まで受け付けます。	
競争参加資格確認通知	令和6年11月22日までに送付します。	
入札及び開札	日時	令和6年11月29日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第54号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」とい

ます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するベッドの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)看護部指示場所
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	

現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月29日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年12月12日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する職員用ＩＣカードの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年2月28日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「コンピュータ」 種 目「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月18日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月18日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月22日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年11月29日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用するセントラルモニター式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	

競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月29日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年12月12日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する開放式保育器一式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月29日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年12月12日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用するエアマットレスの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年2月28日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月2日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年12月9日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

予 定 価 格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。

(案件6)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用するナースコール中継ユニット一式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2－27－1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年12月2日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年12月9日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	

(案件7)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する自動再来受付機の調達		
	履行場所	川崎市中原区井田2－27－1（川崎市立井田病院）		
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで		
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「コンピュータ」 種 目「コンピュータ」		
	地域区分	設定しません。		
	そ の 他	特になし		
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。			
現 場 説 明 会	実施しません。			
仕 様 に 関 す る 問 い 合 わ せ 等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。			
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年12月2日までに送付します。			
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年12月9日 午前11時00分		
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室		
予 定 価 格	公表しません。			
最 低 制 限 価 格	設定しません。			

(案件8)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する整形外科用パワーツールの調達
	履行場所	川崎市中原区井田 2 - 27 - 1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和 6 年 12 月 2 日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和 6 年 12 月 9 日 午前 11 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件9)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する透析液供給装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田 2 - 27 - 1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和 6 年 12 月 2 日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和 6 年 12 月 9 日 午前 11 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件10)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する超音波診断装置(検査科分)の調達
------------------------	-----	---------------------------

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	履行場所	川崎市中原区井田 2 - 27 - 1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「撮影装置」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和 6 年 11 月 29 日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和 6 年 12 月 12 日 午前 10 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件11)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する超音波診断装置(乳腺外科分)の調達
	履行場所	川崎市中原区井田 2 - 27 - 1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「撮影装置」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 11 月 25 日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和 6 年 11 月 29 日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和 6 年 12 月 12 日 午前 10 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件12)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	令和 6 年度川崎病院給食用米穀の単価契約(12月～3月期)
	履行場所	川崎市川崎区新川通 12 - 1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「食料品」 種 目「食料品」

競争参加資格	地域区分	設定しません。
	そ の 他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1 品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。(書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月15日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月15日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月21日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年11月27日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件13)

競争入札に 付 する 事 項	件 名	令和6年度井田病院給食用米穀の単価契約(12月～3月期)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「食料品」 種 目「食料品」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1 品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。(書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月15日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月15日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年11月21日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年11月27日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第55号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下

「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ロ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(ハ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及

び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院手術室空気調和設備調査検討委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業 種 「その他業務」 種 目 「その他」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月11日から令和6年11月25日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月2日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和6年12月10日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
そ の 他	【参考図】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第36号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 物品及び役務の名称

川崎病院救命救急センターで使用するコラムシステム一式の調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 落札者を決定した日

令和6年11月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 八神製作所 代表取締役 荒木 篤志
名古屋市中区千代田二丁目16番30号

5 落札金額

39,990,000円(消費税額及び地方消費税額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和6年9月25日

川崎市病院局公告(調達)第37号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 物品及び役務の名称

(1) 川崎病院救命救急センターで使用する救急CTの調達

(2) 川崎病院救命救急センターで使用する救急CT装置
保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 落札者を決定した日

令和6年10月23日

4 落札者の氏名及び住所

キャノンメディカルシステムズ

株式会社 横浜支店 支店長 山岸 康志

横浜市西区高島2丁目6番地32号

5 落札金額

158,950,000円(消費税額及び地方消費税額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和6年9月10日

川崎市病院局公告(調達)第38号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

- 1 物品及び役務の名称
振る舞い検知システム機器賃貸及び保守に関する
契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 7 階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 10 月 23 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
F L C S 株式会社神奈川支店
支店長 齋藤 雄太
横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
52,080,000 円
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和 6 年 9 月 10 日

消防局公告

川崎市消防局公告第9号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市消防長 望 月 廣太郎

訓練	日 時	令和 6 年11月14日(木)13時20分～13時35分 (予備日：令和 6 年11月20日(水)同時刻)	
	場 所	川崎区東扇島58番 1 東扇島東公園（東京湾臨海部基幹の広域防災拠点）	
	消防隊数	消防隊 3 隊	計 3 隊

川崎市消防局公告第10号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の
 催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和6年11月13日

川崎市消防長 望 月 廣太郎

指定催しの名称	第31回福祉応援フリーマーケット
開催場所	川崎市多摩区生田 1-1-1 Anker フロントウン生田 生田多目的広場
開催期間	令和6年11月23日 10時00分から15時00分まで

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第27号

川崎市教育委員会会議（定例会）を次のとおり招集します。

令和6年11月12日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和6年11月19日(火) 14時00分から
2 場 所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室
3 その他報告等

監 查 公 表

6 川監公第13号

令和6年11月25日

監査の結果の報告に基づく措置について
(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年3月25日付け6川監公第6号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大村 研一

同 川 上 善 行

同 石田康博

同 かの 忠 正

6川総コ第101号
令和6年9月30日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様
同 川 上 善 行 様
同 石 田 康 博 様
同 か わ の 忠 正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和6年3月25日付け6川監報第2号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和5年度第2回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況
（1）定期（財務）監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの
〔指摘の要旨〕

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管
第261号）第8条によると、光熱水費等を使用者に負担させる場合
は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27
年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）
に基づき徴収するものとされている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、過年度の算定基準に基
づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、対象業者及び団体に対して、算定基準の確認不
足による請求金額の誤りを説明し、飲料自動販売機設置に係る電気料の
調定及び納入の確認を行うとともに、再発防止のため、関係職員へ周知
徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（川崎区役所大師支所区民センター）

イ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日付
け49川水総管第44号）第4条第1項によると、土地（配水池、水処
理センター等の施設の上部利用地（以下「上部利用地」という。）を含
む。）の使用料は、当該使用部分に係る基準となる年度の固定資産税略

〔指摘の要旨〕

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第50条第1項によると、歳入徴収者は、調定をしたときは、すみやかに納税通知書又は納入通知書を作成し、納人に送付しなければならないとされている。また、第60条によると、歳出の過渡となった金額を返納させるときは、この規則中収入に関する規定を準用するとされている。

生活保護扶助費の戻入手続についてみたところ、戻入納付書を納人に送付しておらず、返納させていなかった事例があった。

規則に基づき、戻入手続を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、戻入手続の重複が判明した事案については、納付の事実を確認した上で重複していたものの取消手続を行い、その他の事案については、生活保護法第63条による費用返還の手続を行います。また、対象者に納入通知書及び納付書を送付するとともに、再発防止のため、担当者間の情報共有、債権管理簿の確実な記載など戻入手続の適正な事務処理を行うよう係内で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。
（幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課）

エ 徴収手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）第3条第2項によると、占用料は、占用の許可の日から起算して30日以内に一括して徴収するものとしてされている。

また、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の

線価（以下「路線価」という。）に一定の割合を除し、1000分の2.5を乗じて得た額に、当該土地の使用面積を乗じて得た額を基準額とし、第2条の規定により計算を行った額とするとされている。また、第4条第2項によると、前項の土地が管路用地又は上部利用地である場合は、路線価に第1号から第5号に掲げる土地の状況に応じ当該各号に定める割合を乗じるものとしてされている。

固定資産の使用料についてみたところ、次の事例があった。

要綱に基づき、使用料の算定を適正に行われたい。

（ア）誤った路線価を用いて算定していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、固定資産の使用に係る合意を締結し、追加請求を行うとともに、再発防止のため、課内会議において、適正な事務手続を行うよう改めて課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。
（上下水道局長沢浄水場生田浄水場）

（イ）管路用地について、要綱で定める割合を乗じて算定していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、正しい固定資産使用料を算定し、対象者へ還付手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議において、適正な事務手続を行うよう改めて課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

（上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所、長沢浄水場生田浄水場）

ウ 戻入手続を適正に行うべきもの

期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならぬとされている。

次の債権についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、条例等に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

条例等に基づき、徴収手続を適正に行われた。

(ア) 道路占用料

[措置内容]

指摘事項については、対象者に納入通知書を送付し、納入を確認するとともに、再発防止のため、係内会議において未交付の納入通知書等の有無を毎週確認することに改めました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター)

(イ) 行政財産の使用許可に係る使用料

[措置内容]

指摘事項については、令和6年度の使用料は規則に定める期限とした納入通知書を送付し、期限までに納入されていることを確認しました。また、再発防止のため、規則に基づき適正な事務処理を行うよう担当職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収手続に努めます。

(建設緑政局道路河川管理部長政課、道路河川整備部河川課)

オ 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第3条によると、都市公園において、各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可

を受けなければならないとされている。また、川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)第3条第2項によると、使用料は許可の際徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、次の事例があった。条例等に基づき、公園内行為許可に係る手続を適正に行われた。

(ア) 許可の際徴収しておらず、使用後に納付させていた事例

(イ) 許可の際徴収しておらず、未納となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、使用料が未納の債権について申請者に催告を行い、全ての納入を確認するとともに、再発防止のため、係内会議で条例及び規則を再確認し、使用料は許可の際徴収することを周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター)

カ 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路法(昭和27年法律第180号)第73条第1項によると、占用料を納付しない者がある場合には、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

次の債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

法律等に基づき、督促手続を適正に行われたい。

(ア) 道路占用料

【措置内容】

指摘事項については、債務者に督促状を送付し、納入が確認できない
事案については催告を行うとともに、再発防止のため、担当者が研修会
に参加し、係内に情報共有しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(麻生区役所道路公園センター)

(イ) 河港使用料

【措置内容】

指摘事項については、全ての事案の納付を確認するとともに、再発防
止のため、滞納債権の適正な督促手続について関係職員に周知徹底しま
した。

今後は適正な債権管理に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(ウ) 公園使用料

【措置内容】

指摘事項については、未収債権を確認した上で督促状を送付するとと
もに、再発防止のため、毎月１日及び１５日に滞納整理簿を基に未収債
権を確認し、適正に督促状を送付することを係内に周知しました。

今後は適正な債権管理事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター)

(エ) 公園占用料

【措置内容】

指摘事項については、債務者へ督促状を送付し、一部の債権は納付を

確認するとともに、納入が確認できない債権は催告を継続して行ってい
ます。また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(高津区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(オ) 水路敷占用料

【措置内容】

指摘事項については、納付を確認するとともに、再発防止のため、適
正な事務手続を行うよう周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(麻生区役所道路公園センター)

延滞料の徴収手続を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

市有財産一時貸付契約書によると、納入期限までに貸付料を支払わな
いときは、当該納入期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その
納入しない貸付料に年１４．５％の割合で計算した金額を延滞料とし
て、貸付人の発行する納付書により、貸付人に支払わなければならない
とされている。

市有財産の貸付料についてみたところ、延滞料を徴収していなかった
事例があった。

契約書に基づき、延滞料の徴収手続を適正に行われたい。

【措置内容】

指摘事項については、調定及び納入の通知手続を行い、納入を確認す
るとともに、再発防止のため、課内全員に適正な事務手続を行うよう周
知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務の執行に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部道路整備課)

ク 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、歳入徴収者は、歳入金に係る債権が消滅時効の完成により消滅したときは、欠損処分をしなければならないとされている。

次の滞納債権についてみたところ、不納欠損処分を行っていないかった事例があった。

法律等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

(ア) 公園使用料

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分を行うとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(中原区役所道路公園センター、高津区役所道路公園センター)

(イ) 行政財産使用料に係る延滞金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分を行うとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所道路公園セ

ンター)

ケ 予算執行向の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行向の手続を行わないまま土地を賃貸借し、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行向の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、年度当初の契約に備え、前年度中の資料の準備、必要書類の作成等を行うこととするとともに、再発防止のため、関係職員に適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

コ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約手続についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われた。

(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、多摩区役所区民サービス部保険年金課)

(イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、今回の事例、契約事務に関する規則等の確認を行った上で、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(川崎区役所区民サービス部保険年金課)

サ 前渡金に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市金銭会計規則第95条第1項によると、資金前渡による前渡金の支出を受けた前渡金管理者は、毎月必要となる前渡金にあっては翌月7日までに、その他のものにあつてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。

前渡金の事務についてみたところ、次の事例があつた。

規則に基づき、前渡金の事務を適正に行われた。

(ア) 令和4年度に前渡金を受領していたものの、債権者へ支払いが行われていなかった事例

(イ) 令和4年度の前渡金について、精算書が作成されていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、前渡金の支払い及び精算書の作成を行うとともに、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所大師支所区民センター)

シ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであつた契約書を作成していなかった事例があつた。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われた。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、産業廃棄物の処理に係る手続について職員に周知徹底しました。

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター)

セ 再契約に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

「上下水道お客さまセンター用通信装置等賃貸借一式」仕様書によると、受注者は、作業を他の事業者へ再契約する場合は、再契約等承認申請書を発注者に提出することとされている。

当該賃貸借契約についてみたところ、受注者に再契約等承認申請書を提出させていなかった。

仕様書に基づき、再契約に係る事務を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、受注者が再契約をしようとする場合は、仕様書に基づき受注者に再契約等承認申請書を提出させる必要があることを課内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局総務部情報管理課)

ソ その他経易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 補助金の支給手続を適正に行うべきもの

要綱に定められた概算私での交付がされておらず、補助金交付指令書による交付決定の通知もされていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、精算を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(多摩区役所まちづくり推進部総務課)

ス 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、次の事例があった。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われた。

(ア) 受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務を行うことを周知徹底するとともに、令和6年度については、川崎市委託契約約款に基づき、受託者から再委託承諾申請書の提出を求め、再委託する業務の範囲等を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例

〔措置内容〕

今後は、適正な補助金の支給手続に努めます。

(上下水道局総務部労務課)

(イ) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 補助金に係る交付決定通知書により金額は確認できるものの、

請求書の請求金額に記載漏れがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について関

係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(多摩区役所危機管理担当)

b 請求書の請求日等が筆跡の消せるもので記載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について関

係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所危機管理担当、区民サービス部保険年金課、幸区役所危

機管理担当、地域みまもり支援センター高齢・障害課、多摩区役所危

機管理担当)

(ウ) 再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの

a 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、約款に定め

られた記載事項の一部に不備があった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について周

知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部施設維持課、川崎区役所道路公園センタ

一、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづ

くり推進部生涯学習支援課)

b 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、川崎市上下

水道局委託契約約款に基づく書面での承諾を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再委託申請書について書面での承諾を行うと

ともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹

底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(エ) 賃貸借契約に係る事務を適正に行うべきもの

a 再契約に係る申請が書面により行われていたものの、仕様書に基

づく書面での承諾を行っていなかった事例

b 受注者に誓約書を提出させていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再委託の書類による許諾を行い、受注者から

誓約書を受領するとともに、再発防止のため、受注者が再委託をしよ

うとする場合は、仕様書に基づき書面で許諾を行わなければならない

こと、また、仕様書に基づき受注者に誓約書を提出させる必要がある

ことを課内に周知徹底しました。

今後は適正な事務執行に努めます。

(上下水道局総務部情報管理課)

(オ) 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認書の作成を証する書類が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、検査員から検査確認書が提出され、契約等の内容が適正に履行されたことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所地域まもり支援センター地域ケア推進課、大師支所区民センター)

(カ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の用途廃止の手続を行っていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、定められた手続を行うとともに、再発防止のため、固定資産の適正な事務処理について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局第1配水工事事務所第3配水工事事務所、下水道部入江崎水処理センター)

(キ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の状況を確認した上で、不用の決定及び処分決定を行い、重要物品の増減について会計管理者に報告するとともに、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、多摩区役所道路公園センター)

一)

b 不用の決定及び処分決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事例については、不用の決定及び処分決定を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理事務に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域まもり支援センター地域支援課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、地域まもり支援センター地域支援課、中原区役所地域まもり支援センター地域ケア推進課、道路公園センター、高津区役所危機管理担当、地域まもり支援センター、同地域支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域まもり支援センター地域支援課、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域まもり支援センター児童家庭課、同高齢・障害課、道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

c 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、物品の所在を調査し、必要な事務手続を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、同霊園事務所、宮前区役所地域まもり支援センター、同地域ケア推進課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

d 備品整理簿に登録すべき物品を登録していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該物品の受入手続を行い、備品整理簿に登載するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

(川崎区役所地域まもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、幸区役所地域まもり支援センター保護第1課、高津区役所区民サービス部保険年金課、地域まもり支援センター高齢・障害課)

- 。廃棄済み等の備品が備品受私簿に登載されたままとなっていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、廃棄済み等の備品について不用品として処分手続を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について所属内に周知徹底しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、同中部サービスセンター、第1配水工事事務所第2配水工事事務所、水管理センター水運用センター、下水道部西部下水道管理事務所)

- (ク) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていないことから、消耗品出納簿と実際の数量が一致していない事例

〔措置内容〕

指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。
(建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課、同生田緑地整備事務所、川崎区役所地域まもり支援センター地域支援課、同衛生課、大師地区健康福祉ステーション、中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域まもり支援センター地域支援課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、地域まもり支援センター部総務課、地域まもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、同高齢・障害課、同保護課、宮前区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、地域まもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、同衛生課、多摩区役所危機管理担当、区民サービス部区民課、地域まもり支援センター児童家庭課、同衛生課、麻生区役所危機管理担当)

- (ケ) 材料品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていないことから、材料品出納簿と実際の数量が一致していない事例

〔措置内容〕

指摘事項については、指摘品目ごとに物品交付請求手続等を行い、材料品出納簿と実際の数量が一致するように措置を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な材料品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、川崎区役所道路公園センター、中原区役所道路公園センター、宮前区役所道路公園センター、多摩区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

- (コ) 現金の管理を適正に行うべきもの

金庫に帰属不明の現金が残置されていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、保健所事業による収入金として現金を収納するともに、再発防止のため、複数人によるチェックの実施等に取り組みました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所地域まもり支援センター衛生課)

(サ) 金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの

金銭取扱印の所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項について、金銭取扱印の点検を実施し、必要な手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議の場で事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所区民サービス部保険年金課)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

(ア) 契約書又は協定書に個人情報情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準(平成14年9月2日付け14川総シ企第123号)第12版(以下「セキュリティ基準」という。)第2章9(1)イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」(以下「特記事項」という。)を添付するとされ、セキュリティ基準第2章10(1)ウによると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみてみると、契約書又は協定書(以下「契約書等」という。)に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われない。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適切な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどり・多摩川協働推進課、同公園事務所、道路河川管理道路政課、道路河川整備部南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、上下水道局経営戦略・危機管理室)

(イ) 個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(1)イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされ、セキュリティ基準第2章10（1）イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われない。

【措置内容】

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどりの・多摩川協働推進課、同公園事務所、道路河川管理部長政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所地域みどり支援センター衛生課、道路公園センター、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、高津区役所まちづくり推進部まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みどり支援センター

基準第2章10(1)ウ)によること、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称等、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。

個人情報情報を取り扱う委託業務等についてみると、事前に市の面による承諾がなされていなかった事例があった。

市が書面による承諾をしなれば、委託先等が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報 の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による承諾を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について課内会議等において関係職員に周知徹底するとともに、再委託の書面による承諾を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどり・摩摩川協働推進課、上下水道局総務部情報管理課、同財務課、サービス推進部営業課)

(ウ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

り推進部地域振興課、地域のみまもり支援センター地域ケア推進課、宮前
区役所地域のみまもり支援センター衛生課、多摩区役所まちづくり推進部
企画課、地域のみまもり支援センター高齢・障害課、麻生区役所危機管理
担当、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、サービス
推進部サービス推進課)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区
分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとさ
れている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務についてみた
ところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報
の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情
報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与した
かが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行わ
れたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく
適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底し
ました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進
課、緑化フェア推進室、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備

事務所、同北部都市基盤整備事務所、幸区役所まちづくり推進部地域
振興課、道路公園センター、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、
同生涯学習支援課、上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対
策マニユアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理
について、自己点検を行うとされている。

令和5年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみると
ころ自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じ
られているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合
にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるお
それがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われない。

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、課内会議等において関係職
員に周知徹底するとともに、セキュリティ基準に基づき自己点検を実
施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所地域のみまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、多
摩区役所地域のみまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、上下
水道局総務部庶務課、同労務課、サービス推進部営業課、水道部水道
管路課)

(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

〔指摘の要旨〕

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続等の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○」(対策済み)、「―」(非該当の対策)又は空欄とする
と、組織として改善すべき点を把握することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、セキュリティ基準に基づき、適正な点検を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、同公園事務所、緑化フェア推進室、道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、津区役所地域まもり支援センター地域ケア推進課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、地域まもり支援センター児童家庭課、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、同財務

課、サービス推進部サービス推進課、同営業課)

2 令和5年度第2回定期(工事)監査結果に対する措置状況

(1) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

2号配水管800mm及び塩浜3丁目600mm-100mm配水管布設工事及び木月2丁目150mm-75mm配水管布設工事は、配水管の布設替えを行うものであり、渡田ポンプ場改築土木その3工事は、ポンプ場の再構築を行うものであり、令和2年度西部下水管内取付管布設第2号工事及び令和2年度北部下水管内取付管布設第2号工事は、取付管の布設を行うものである。

掘削時の安全対策については、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第47によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならぬとされている。また、土留工の要否については、建築基準法(昭和25年法律第201号)における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における掘削についてみると、掘削の深さが1.5メートルを超え作業員に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、土留工による安全対策を施していない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

【措置内容】

指摘事項については、請負者への指導を行うとともに、再発防止のため、関係職員に対して、関係法令を確認し適切な監督業務を遂行するよう周知徹底しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

- (工事番号7) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)
- (工事番号14) (上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所)
- (工事番号33) (上下水道局下水道部施設課)
- (工事番号38) (上下水道局下水道部西部下水道管理事務所)
- (工事番号40) (上下水道局下水道部北部下水道管理事務所)

(2) 建設発生土処分に関する設計変更の協議を適切に行うべきもの

【指摘の要旨】

2号配水本管800mm及び塩浜3丁目600mm-100mm配水管布設替工事は、配水本管及び配水管の布設替工事を行うものである。

建設発生土に係る設計変更については、上下水道局下水道部管路課から発出された「建設発生土受入費の改定に伴う対応について(通知)」(以下「通知」という。)によると、平成31年4月1日に単価が改定されており、同年3月31日までに契約し単価改定以降も建設発生土を搬入する場合は、同年4月1日以降に適用する単価について請負者と協議することとされている。

しかしながら、本工事の建設発生土についてみたところ、建設発生土の一部は同年4月1日以降も浮島指定処分地に搬入されているにもかかわらず、建設発生土の単価変更に関する協議は行われていなかった。

設計変更に当たり、監督員は、通知などの理解を深めるとともに、建設発生土受入れ単価の変更について請負者と協議を行われたい。

【措置内容】

指摘事項については、課内研修により関連通知等の理解を深めるとともに、工事及び積算内容の確認を十分に行った上で受注者と設計変更及びその関係職員へ周知徹底しました。また、併せて指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書通知により、水道部内関係課所へ周知しました。

今後は、適正な設計変更と請負者との協議の実施に努めます。

- (工事番号7) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(3) 共同企業体に係る書類の確認を適切に行うべきもの

【指摘の要旨】

2号配水本管800mm及び塩浜3丁目600mm-100mm配水管布設替工事は、配水本管及び配水管の布設替工事を行うものである。

共同企業体が行う工事の下請契約については、川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)第7条第4項によると、共同企業体の構成員は、当該共同企業体が受注した対象工事において下請負人になることはできないとされている。

しかしながら、本工事の下請負人についてみたところ、共同企業体の構成員を含んでいることが認められた。

共同企業体が行う工事の施工管理に当たり、監督員は、取扱要綱の理解を深めるとともに、下請契約に関する書類の確認を十分に行われたい。

【措置内容】

指摘事項については、課内研修により取扱要綱への理解を深めるとともに、施工体制や下請負契約等に係る書類確認を徹底するよう関係職員

へ周知徹底しました。また、併せて指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書通知により、水道部内関係課所へ周知しました。

今後は、取扱要綱の理解を深め、関係書類の確認を適切に行い、適正な施工体制等の確保に努めます。

(工事番号7) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)

(4) 火気使用時の火災予防措置に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

土橋地区下水枝線第55号工事は、雨水管きよを整備するものであり、大島ポンプ場耐震補強その1工事は、耐震補強を行うものであり、令和4年度入江崎総合スラッジセンター4系脱水機整備工事は、汚泥脱水機の修繕を行うものである。

溶接作業及びグラインダー等による火花を発生する作業(以下「溶接作業等」という。)を行う場合の火災予防措置については、川崎市火災予防条例(昭和48年条例第36号)第31条第3項によると、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事についてみると、付近に綿タオル、木製型枠、ブルーシートなどの可燃性物品があるにもかかわらず、必要な火災予防措置を講じないまま、溶接作業等を行っている状況が認められた。

火気使用時の施工管理に当たり、監督員は、火災の予防に努めるよう、請負者に対して防火管理の徹底について指導された。

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により関係法令の理解を深めるとも

に、請負者に対して、防火管理を徹底するよう指導しました。

今後は、火気使用時の火災予防措置を適正に行うよう請負者への指導に努めます。

(工事番号29) (上下水道局下水道部下水道管路課)

(工事番号35) (上下水道局下水道部施設課)

(工事番号50) (上下水道局下水道部入江崎総合スラッジセンター)

(5) 土砂等運搬における過積載防止に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

渡田ポンプ場改築土木その3工事は、施設の老朽化対策としてポンプ場の再構築を行うものである。

ダンプカー等の車両の積載重量については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条によると、車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量の制限を超えて積載をして車両を運転してはならないとされている。

しかしながら、本工事における汚染土壌の運搬についてみると、車両の大半において最大積載量を超えて汚染土壌を処分場へ運搬している状況が認められた。

土砂等運搬の施工管理に当たり、監督員は、過積載防止に努めるよう、請負者に対して積載重量の管理の徹底について指導された。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、研修資料を作成し、指摘事項の確認及び関係法令の周知徹底を行うとともに、請負者に対して、土砂等運搬における過積載防止の徹底について指導しました。

今後は、適切な施工管理に努めます。

(工事番号33) (上下水道局下水道部施設課)

(6) マンホール内作業における酸素欠乏症等の防止に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

令和3年度西部下水管内取付管布設第2号工事は、下水道取付管を布設するものである。

下水道工事における酸素欠乏危険場所での作業については、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）第3条第1項によると、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならないとされており、同条第2項によると、測定を行ったときは、その都度、測定日時や測定結果等の事項を記録して、これを3年間保存しなければならないとされている。

また、同規則第5条によると、当該作業に従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下に保つように換気しなければならないとされている。

しかしながら、下水道工事における酸素欠乏危険場所であるマンホール内での作業についてみたところ、測定に係る記録がなく、換気を実施したことも確認できなかった。

酸素欠乏危険場所での作業に当たり、監督員は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を防止するため、請負者に対して必要な措置の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、工事監督員は、酸素欠乏危険場所での作業に当たり、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を防止するため、現場確認の際に安全対策の確認を行うとともに、請負者への指導を徹底するよう周知しま

した。

今後は、適切な工事監督に努めます。

（工事番号39）（上下水道局下水道部西部下水道管理事務所）

(7) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 設計変更時の積算及び請負金額の決定を経済性の観点から行うべきもの

材料の仕様変更に伴う請負金額の変更方法が適切でなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、監督員は関連マニュアルを基に経済性の観点等を踏まえた設計変更を行うよう関係職員へ周知徹底するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。

今後は、設計変更時の積算及び請負金額の決定方法を十分に理解し、適正な設計変更の実施に努めます。

（工事番号4）（上下水道局水道部施設整備課）

イ 騒音規制法に係る請負者への指導を適切に行うべきもの

騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内研修により、改めて法令遵守と手続きの必要性を関係職員へ周知徹底するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。

今後は、騒音規制法並びにその他関係法令等の遵守と、必要な手続きの実施について請負者への指導に努めます。

- (工事番号5) (上下水道局水道部施設整備課)
- ウ 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきものの
一部の箇所において土留工が施されておらず、安全対策が不十分であつた事例
- [措置内容]
- 指摘事項については、掘削時の安全対策について課内研修を開催し監督員が土留に関する規定等を改めて認識し、請負者への指導を徹底することを関係職員へ周知するとともに、指摘事項及びその関係法令等を取りまとめた文書を水道部内関係課所へ通知しました。
- 今後は、適正な施工管理に努めます。
- (工事番号10) (上下水道局第1配水工事事務所水道整備課)
- エ 設計変更の金額を適正に算出すべきものの
当初設計額と異なる金額に基づき変更請負額を算出していた事例
- [措置内容]
- 指摘事項については、内容の確認及び積算業務への理解を目的とした研修を実施するとともに、関係職員が適切な設計変更を行えるように、積算基準書の理解を深めるとともに、各所属内のチェック体制を強化しました。
- 今後は、設計変更の金額の算出を適正に行うよう努めます。
- (工事番号41) (上下水道局下水道部北部下水道管理事務所)

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第11号

第17回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年11月6日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和6年11月11日(月) 午後2時00分～

2 場 所

J Aセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について
- 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- 議案第5号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- 報告第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- 報告第5号 買収取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第197号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年10月31日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第198号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月5日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第199号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月11日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第200号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月12日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第62号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月7日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第63号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月12日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第64号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条

第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月12日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第65号

国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第52号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第75号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年10月18日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第76号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年10月18日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	国民健康 保険料	第1期分	令和6年10月29日 (第1期分)	計9件
令和6年度	国民健康 保険料	第2期分	令和6年10月29日 (第2期分)	計16件
令和6年度	国民健康 保険料	第3期分	令和6年10月29日 (第3期分)	計15件
令和6年度	国民健康 保険料	第4期分	令和6年10月29日 (第4期分)	計45件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第77号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年10月18日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
-----	-----	-----	-----------------	---------------

令和6年度	介護 保険料	第1期分	令和6年10月29日 (第1期分)	計1件
令和6年度	介護 保険料	第2期分	令和6年10月29日 (第2期分)	計1件
令和6年度	介護 保険料	第3期分	令和6年10月29日 (第3期分)	計2件
令和6年度	介護 保険料	第4期分	令和6年10月29日 (第4期分)	計2件
令和6年度	介護 保険料	第5期分	令和6年10月29日 (第5期分)	計2件
令和6年度	介護 保険料	第6期分	令和6年10月29日 (第6期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第78号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年10月18日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第1期分	令和6年10月29日 (第1期分)	計2件
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第2期分	令和6年10月29日 (第2期分)	計2件
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第3期分	令和6年10月29日 (第3期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第79号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第80号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

宮前区公告第56号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月5日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第57号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	第6期分 以降 (普通徴収)	令和6年12月2日 (第6期分及び 第7期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第58号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第44号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市多摩区長 佐 藤 直 樹

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第56号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第57号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

辞

令

令和6年11月1日付人事異動

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
十月三十一日付退職 (課長級)		
退職	亀 山 直 史	市立井田病院呼吸器内科医長

令和6年11月11日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市民文化局人権・男女共同参画室長 市民文化局市民生活部担当部長兼務	長 沼 芳 之	市民文化局人権・男女共同参画室長

